

大川広域行政組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例

〔 昭和47年 7月18日 〕  
〔 条 例 第 7 号 〕

改正 平成16年 2月26日条例第 1号 令和元年12月25日条例第 9号  
令和 4年12月28日条例第 5号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の方法及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の方法及び効果)

**第2条** 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

(減給の効果)

**第3条** 減給は、1日以上6箇月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(大川広域行政組合職員の給与に関する条例(昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第9号)第11条に規定する特殊勤務手当に相当する額を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

**第4条** 停職の期間は、1日以上6箇月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年2月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月25日条例第9号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月28日条例第5号) 抄

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第13条の規定は公布の日から施行する。